

一宮川流域を特定都市河川流域に指定しました

令和元年の豪雨で甚大な被害を受けた一宮川流域（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町の全部または一部）で、あらゆる関係者が協働する「流域治水」の取り組みをさらに推進するため、令和5年10月1日付けで、特定都市河川流域に指定しました。

指定されると、流域内の面積1,000㎡以上の宅地開発、土地の舗装・締固めなどの雨水の浸透を阻害する行為にあたって、知事の許可および浸水リスクを増やさないような施設の設置が必要になります。許可手続きの手引等はホームページをご覧ください。

特定都市河川 一宮川



特定都市河川浸水被害
対策法について



一宮川流域通信では一宮川流域に
関する情報発信をしています



問合せ 県河川整備課 ☎043(223)3446 FAX043(227)0259

市長が行く

台風13号被害と対策について

No.152

茂原市長 田中豊彦



9月8日の台風13号接近に伴う大雨による災害で、被災されました全ての皆さまに、衷心よりお見舞い申し上げます。

また、災害発生時から、様々な場面でご支援・ご協力をいただいております自治会、消防団、警察、茂原市建設業組合など、多くの関係団体の皆さまに深く感謝を申し上げます。災害被害への対応のために、千葉県はもとより、県内各自治体より派遣された職員の皆さま、そして駆けつけてくださったボランティアの皆さまにも、心から感謝を申し上げます。

今回の台風13号の影響による線状降水帯の発生は、本市に観測史上最大の大雨を降らせ、甚大な被害をもたらしました。市では災害救助法の適用を受け、全力で復旧に努めているところです。

令和元年の大雨災害以降、千葉県に対し、また一宮川流

域治水協議会などの会議において、1メートル以上の堤防の嵩上げを十数回に渡り要望してまいりましたが、下流域の越水を考慮すると、実施は困難との結論になりました。

それならば、激甚災害制度が適用された一宮川改修が終わるまで、仮設でもいいから嵩上げを依頼しました。それにより、八千代地区から大芝地区まで1トンスのうを、設置

いただき、少し安心していましたが、土のうが欠落した部分があり、そこからの流入により八千代地区が被害を受けました。欠落の原因につきましては、千葉県に早急な調査依頼をいたしました。

今回の水害は、日頃から市民の皆さまの「生命」「身体」および「財産」を守ることを第一に考えて、防災対策に取り組んできた私にとりまして、大変危惧していたところであり、本当に残念でなりません。

先日、氾濫した一宮川、豊

田川、阿久川などの管理者である熊谷千葉県知事が本市の被害状況の視察に訪れ、被災した住民の方から直接、当日の様子や被害状況の説明を受け、「茂原市や一宮川流域の方々に安心して生活していただくため、我々としての役割をしっかりと果たしたい」と言われしました。

9月、10月は台風シーズンのさ中であり、またすぐ来るかもしれない台風に備えるため、今回の被害への迅速な対応を、職員に指示するとともに、関係機関にもお願いをいたしました。

千葉県においては、土のうの欠落への対応とさらなる嵩上げを早急に実施していただきたいと考えております。

今後も、被災された市民の皆さまが一日も早く、もとの生活に戻れるよう、全力で支援してまいりますので、ご理解・ご協力をいただけますようお願いいたします。

